

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年9月8日(月)午前9時開議
2. 場 所 第3・4委員会室
3. 出席委員
委員長 松 野 豊
副委員長 藤 井 俊 行
委 員 酒 井 睦 夫
" 戸 部 源 房
" 田 中 美 恵 子
" 乾 紳 一 郎
" 高 橋 ミ ツ 子
" 伊 藤 實
" 田 中 人 実
4. 欠席委員 な し
5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長
6. 傍聴議員 関 口 和 恵 議員
7. 出席事務局員
事 務 局 長 秋 山 純
事 務 局 次 長 倉 田 繁 夫
事務局次長補佐 仲 田 道 弘
主 査 竹 内 繁 教
主 査 須 郷 和 彦
8. 参考人

9. 報告事項及び確認事項

- (1) 第10回(8月18日)及び第11回(8月21日)特別委員会会議録について
- (2) 反問権について、他市の運用実例等の報告

10. 協議事項

- (1) シンポジウムアンケートについて
- (2) 骨子(案)について
- (3) キャッチフレーズの選定及び発表方法について
- (2) 今後のスケジュール確認について

開会 午前 9時02分

松野豊委員長 ただいまから第13回議会基本条例策定特別委員会を開会いたします。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員5名、欠席委員4名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

配付資料の確認をさせていただきます。次第書、A4が1枚、それから議会基本条例のキャッチフレーズ（案）9月8日現在というものです。それから、流山市議会基本条例シンポジウムアンケート（案）がA41枚、それから市長等の反問についての調査報告の資料が1部、それから流山市議会基本条例（案）骨子A41冊、これは前回までを修正したものです。それから、8月18日の特別委員会の会議録と8月21日の特別委員会の会議録をお手元に配付してございますが、配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、早速次第に沿って会議を進めたいと思います。

2番、報告及び確認事項の（1）、第10回（8月18日）及び第11回（8月21日）特別委員会会議録についてでございます。本日配付をさせていただきましたが、各委員にはこれを本日お持ち帰りいただきまして、日がなくて大変恐縮なのですが、今週12日の金曜日夕方5時までに修正などがある場合は議会事務局あてに申し出をいただくということにしたいと思います。

なお、委員の方からお申し出のない場合は御了承いただいたというふうに判断をさせていただきます。引き続き流山市議会のウェブサイトに掲載することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、（2）、反問権についてです。他市の運営実例等の報告ということで、草間研究員のほうからよろしくお願いします。

草間研究員 おはようございます。先日御依頼いただきました市長等の反問についてということでございまして、私のほうから議会基本条例の他市の状況に照らし合わせて御報告をさせていただきますと思います。

まず、現在のところ、いわゆる反問を議会基本条例で導入している議会ということで、下記に北海道栗山町議会以下10議会を挙げさせていただきました。この9月議会におきましてまた議会基本条例が全国で多発してくることが予測されるのですけれども、9月3日に神奈川県の大井町議会が議会基本条例を制定いたしまして、こちらでも反問権をつけられたということでございますので、現在私どもが把握している20議会の中で10議会ほど、要するに半分の議会が議会基本条例の中で市長等の反問を導入しているということでございます。都道府県議会におきましては、導入事例はまだございませんけれども、先日来御報告させていただいておりますように、神奈川県議会の議会基本条例骨子案には反問権が導入される予定でございます。

また、議会会議規則の改正によって反問方式を導入されたところもございます。山形県の三川町議会というところなのですけれども、こちらは9月からの導入でございまして、政策提言等についての論点や争点の明確化や政策提言のレベルアップ、一般質問の実現性、実効性の向上並びに議会、行政当局の研さんを図るため、行政当局からの反問方式を6月議会定例会から実施すると。また、反問する場合は議長の承認を得て行うものとし、一般質問の通告者1人につき1回までとなっております。また、いわゆる反問をできるのは町長、教育委員長、農業委員会会長、監査委員で、教育庁、課長にはその権限はないというふうにこの山形県の三川町議会では会議規則によって定めております。なぜかといいますと、議員の質問内容が抽象的であると、町側も的確に答弁できないケースなどが見られ、町議会は議会の活性化を目的に2007年6月、新生まちづくり調査特別委員会を設置しまして、北海道栗山町議会などを参考に検討を重ね、導入されているケースでございます。こちらは、議会基本条例ではなくて議会会議規則で反問方式を導入されている事例でございます。また、栗山町議会事務局にお問い合わせさせていただいたところ、この反問につきましては、議会基本条例導入から2年が経過しまして、執行部側も議会も一層研究して議会に臨んでおり、要するに一般質問までより慎重に執行部、議会の皆さんともに議論するようになったというふうにメリットをおっしゃってございました。

また、三重県の伊賀市議会なのですけれども、こちらにも反問権を導入されてから実例がございまして、質問の内容を確認でき、めり張りのある議論ができるということですか、伊賀市の場合は市長と議長または委員長の許可を得てということをごちらに書いておりますけれども、議員の質問に対して反問することができるかと定め、これまでに数回市長、教育長等が行使していると。私が議事録を確認させていただいた中でも、市長と教育長ともう一方いらっしゃったのですけれども、3件ぐらい事例が挙がっておりまして、議論の論点や争点の明確化というのを一番の問題に掲げておるようでございます。

以上、報告でございました。

松野豊委員長 ありがとうございます。

以上で報告は終わりましたが、この件に関して御質問、御意見等ございましたらお願いします。

酒井委員。

酒井睦夫委員 わかっておられる範囲で結構なのですけれども、この反問権を行使したために非常によくなったとか、逆にまずい結果が出たとか、どういうことになっているのかちょっと教えていただけませんか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 北海道栗山町にお問い合わせましたら、議員の皆さんも執行部の方々も緊張感を持って議場に臨むようになったと。議員の方々も、町長から反問権という逆質問、この質問はどうなっているのですかというふうに聞かれるようになりましたので、自分で質問に臨む前に、皆さんやられて

いることだと思うのですけれども、それ以上に自分で争点を明確化するように努めていると。これは、ひいては町民の皆様には議会の議論というのがすごくわかりやすくなっているのではないかと、いうふうには事務局の方はおっしゃっておいりました。やはり争点の明確化というのが議会の中では一番重要だと思っておりますので、論点整理に非常に役立っているという印象を私は受けております。

以上でございます。

松野豊委員長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

松野豊委員長 特になければ、私のほうから。

栗山町議会は、草間研究員にちょっと質問したいのですが、この表現だとちょっと抽象的でわかりづらいのですが、要するに当時導入した直後は、反問権といっても、その質問、意味がちょっとわかりづらかったので、もう一度お願いしますという程度の質問が出ている程度で、まだやり始めたばかりなので、職員のほうにも遠慮があって、なかなか反問が出てこないということを経験した橋場議長がおっしゃっていましたが、現在はもっとたくさん質問が出てきているという意味でしょうか、草間研究員。

草間研究員 栗山町では、実はこの運用というのが、皆様ここの議会でも御議論いただいているように、議員への圧迫になるのではないかと、御議論は常にいただいているものですので、そういった良好な緊張関係が栗山町ではとれております。こういった圧迫的な逆質問というのはまだ出ておりません。伊賀市議会におきましては、この反問権、議論の争点化をもっとしようということで、教育長以下、議事録を見る限りは十分な活用をされているのではないかなというふうに考えております。

松野豊委員長 つまり、運用上でいかにいかにでもなるということですね。

それから、議会基本条例を制定している半数以上の市議会が反問権を入れているわけですが、一方で反問権のない議会基本条例は議会基本条例ではないと論破する方々もいらっしゃるようですが、反問権を議会基本条例に入れることにこだわる部分というのは、今御説明があったような議会の論点、争点を明確にしようというところが焦点になるという考え方でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松野豊委員長 それは、そのとおりということで……

ということなのですが、これは8月21日でしたっけ、事務局。反問権について議論したのは28日、21日、どっちでしたっけ。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 28日。何条でしたっけ。入れるとしたら何条という話でしたっけ。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 第4章。ここか。議員の質問に対する市長等の反問権。

前回28日の議論の中では、お手元にお配りしている骨子のやつを見ていただければわかるのですが、第4章のところで、執行部に反問権が必要かどうか意見を聞くと。これ私のほうで聞くということになっていたのですが、28日の時点では、委員の中でというか、議会の中で議論が一本化されていない中で聞くのは余りよろしくないのではないかとということに28日、特別委員会が終わった後打ち合わせを事務局としたときになりまして、ある程度もうちょっと方向性が出てから執行部には聞いたほうがいいのではないかとということで、まだ聞いておりません。栗山町にこれが入った背景をヒアリングするというのは、今草間研究員から御報告いただいたとおりであります。このことは大事であるということとはほぼ皆さんで共有されているのですが、慎重に検討すべきという意見がありまして、議員発議についての反問権はありだが、一般質問の反問権については、議員つぶしにつながる可能性もあるので、慎重に議論ということは、これは高橋委員がおっしゃっていたのですが、ちょっと今御本人がいらっしゃらないので、何とも言えないのですが……

戸部委員。

戸部源房委員 高橋委員が言っていたのは、議員の中でも初めての議員とか、そういう人に対して懸念があるのではないかとということだと思っております。私は、そういうことよりかより積極的に、議会基本条例を制定するのは二元代表制の一方としてしっかりとやっていこうということですから、我々が市の政策に対して追及するように、市としても我々の追及に対して、あるいは政策に対して何らかの反問権ということで与えたほうがいいのではないかと。そうすることによって二元代表制の基本的な政策論議がきちんとされるのではないかと。そういう意味では、私は入れておいたほうがいいと。栗山町の例もあるのですけれども、それはいつときにはいかないと思うのですけれども、ある程度経験を積んで、そういうやり方は妥当な線だろうと。経験を積んできちんとやると。そういうことで必要ではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 反問権については、今草間研究員のほうから調査していただいた結果も見て、まだ確かに質問の趣旨を反問で明確化するというの域をそんなに出ていないのだらうと思いますが、それ自身もプラスになるので、質問の趣旨がよくわかるというか、質問されるほうもわかる、それから傍聴している人もわかるということも整理していかなくてはいけないので、そこから始めて、反問権というのは論点を整理する上で必要だなというふうに思います。そこをもう一つ入っていくという問題については、いろんな経験だとかを踏まえてやっていくべきものかなというふうに思います。それと、もう一点、前回これ出てどうなのかなと思ったのですけれども、執行部に反問権が必要か意見を聞くということなのですから、執行部に聞いても必要だとは言わないと思うのです。そういう意味で言うと、反問権ということで、議会としてはやっていこうと思っているのですけれども、よろしくみたいな話にしかならないのではないかなと。議会側というか、議会として論

点、争点を明確にさせるという緊張感を持たせるということの意味なので、執行部から反問権を与えてくださいとか要りませんとかいう、そういう主体的な判断はちょっとできないと思うので、意見を聞くことはあったとしても、それで左右されることはないというふうに思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 次第書からいえば、とりあえずこの件についてはこの辺の報告でよろしいのではないかと思います。協議事項の中で、骨子案の中でまた協議していけばいいかなというふうに思いますが……

松野豊委員長 おっしゃるとおりです。次第で言うと、この部分はとにかく前回の議論の中で栗山町ほかの背景を少し調べますということでしたので、御報告としては先ほど草間研究員からいただいたような形で、このような背景があったということです。執行部に聞くかどうかについても再度御報告申し上げておきますが、もうちょっと議論が詰まってから聞くにしても聞いたほうがいいかなというのと、先ほど乾委員からも御指摘がありましたように、そもそも執行部に聞くことがどうかということも含めて、再度事務局とも整理をして次回以降にまた御報告をしたいというふうに思います。

では、この件はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、大きい3番、協議事項です。

シンポジウムのアンケートについて協議をさせていただきたいと思います。お手元に、この前一度お示ししていますが、その中でいろいろ御意見いただいたものを反映させたアンケートをお配りしております。訂正箇所としては、所属というのがよく意味がわからないということでしたので、御住所に買えました。それから、年齢区分を新しく追加しました。20代、30代、40代、50代、60代、70代と、あとはその他にしました。スペースの関係もありますので、その他とさせていただきました。個人情報表現変更については、一番下を見ていただければと思いますが、個人情報につきましては議会内での協議資料としてのみ使用し、ほかへの開示はいたしませんということです。それから、一番下のシンポジウムの御意見欄に囲みがなかったのですが、これ囲みました。それから、各設問の縦に線が入っていましたが、それを取り払いました。それから、一番下のファクス番号です。ファクス番号だけが記されていたのですが、ファクス047—150—2863（流山市議会事務局）での御提出でもオーケーというふうに入れました。内容的にこれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 異議なしということですので、この内容でアンケートは決定をさせていただきたいというふうに思います。

次に、（２）、骨子案についてです。配付させていただいた資料も御参考いただきつつ、前回は第5章まで皆さんに御意見を伺ってまいりました。本日は、時間の許す限りというか、6章以降を

少し意見交換しながら、時間の関係もございますので、10時45分までこの骨子案について行けるところまで議論をして、10時45分から15分間休憩をとって、11時からはキャッチフレーズの選定及び発表方法についてというところを議論していきたいと思えます。

それでは、第6章です。委員会の活動です。これは、3ページと4ページにまたがっていますので、両方見ていただければと思いますが……これ6章までやっているのかな。6章にも赤が入っていますが、これはその前にやったやつですね。その赤入れです。ですので、委員会の活動について御意見をちょうだいできればというふうに思えます。

乾委員。

乾紳一郎委員 ここには2つの項目が書いてあるのですがけれども、委員会の構成の原則、これは田中さんのほうから出たものなのかな。その辺をもう一度どういう中身だったのかというのを……

松野豊委員長 本人がいらっしゃっていないので、あれなのですが、恐らく決算委員の一人会派もとか……事務局、済みません。第6章の委員会構成の原則（委員会条例に抵触しないように注意）の中身、田中人実さんの御提案だったように思うのですが、御本人いらっしゃらないので……

竹内主査。

竹内議会事務局主査 おはようございます。事務局の竹内です。こちらの御議論の中身なのですが、田中人実委員から、現在は会派構成人数での各特別委員会などの委員の割り振りを行っているのですが、今後は、その時代、課題に十分議会として対応できるよう、もう少し見直しをしたほうがいいのではないかと御発言がございました。今後の課題という意味を含めましてこちらに表現をさせていただいております。

松野豊委員長 具体的には、予算、決算の特別委員会のメンバーを一人会派でも正式メンバーでということのみでしたっけ。常任委員会の構成云々というのはなかったですか。

戸部委員。

戸部源房委員 田中さんの議論は、この前の共同墓地の件でうちの会派から委員長報告に対して異議が出ましたよね。その件と、それから予算委員会のときに、予算とか決算とかの問題、これに対して半分ずつどちらかに対応したらいいのではないかと、その2つなのです。それで、私はその見解に対して、委員会自体の問題がございませぬ、その問題は別の議論として、ここに関する委員長自ら委員長報告書の作成……その前の段階。

松野豊委員長 議員の半分、14名を決算委員にするとか予算委員にするとか……

戸部源房委員 その問題に関しては、私は将来的には賛成なのです。ただし、これは論議する必要があると思うのですがけれども、今は執行部から目と項だけですよね。その中で予算とか決算をやっていると。ですから、1年生議員というのはほとんどわからないですよね、勉強していないと。それから、傍聴の人たちもわからない。こころ辺に一つ問題があるわけですよね。予算とか決算というのは非常に大事なもののなのですがけれども、そういう問題もあると。そういう中で、今現在半分ずつ

分けて、こうやっていってどうなのかという問題もあるので、これはさらに執行部との関係とか、あるいは議員内部の問題、そこら辺をもっと議論して結論を出していかなければいけないだろうというふうに思っているのです。この議会基本条例に盛るかどうかというのは、これは皆さんで議論してほしいのですけれども、ただ単に人数を増やせばいいということではないのではないかなど。いかに予算、決算が忠実に実行されるのか、あるいはきちんと出されているのか。忠実に実行されたのかきちんと出されたのか、そこら辺を吟味するためには、もっと大きな執行部との関係とか、あるいは議員内部の問題ももうちょっと整理していかなければいけないだろうと、そういうふうに思っているのですけれども……

松野豊委員長 委員会構成の件、乾さん、それでいいですか。要するに、御本人いないのであれですが、予決の審査をちょっと人数増やそうという話がたしかありましたと、以前に。

それと、事務局、もう一回おさらいしてもらえますか、第6章のところ。委員会の専門性を生かした適切な運営というのも何だったか。それから、委員長による委員会の秩序保持とかですね。委員長自らの委員長報告はこのままでわかるのですけれども、それから委員会による議会費の予算要望書の作成、これもこのままでわかるのですけれども……

戸部委員。

戸部源房委員 委員会の問題は、基本的な論理はあれなのですよ。日にちが決められてしまっていますよね、流山市の場合は2つずつ。常任委員会が2つずつ決められてしまっていて、そのほかの人はダブった場合は参加できないという問題があるのです。それで、委員会自体を複数やってもいいというあれが認められてきているのです。ですから、この問題をきちんと考えていかないと委員会それ自体のあれがなくなっていくのです。

松野豊委員長 整理させてください。戸部さんの思いはわかるのですけれども、事務局、大丈夫ですか。これから議論しますけれども、戸部さん先走っている。今確認していますので、ちょっとお待ちください。

竹内議会事務局主査 それでは、第6章の項目につきまして再度御説明をさせていただきます。

まず、一番上の委員会の構成原則という部分でございますが、盛り込みたい項目の22番の議論でございました。田中人実委員から、審査会などの構成について、今後の予算、決算特別委員の選出は、従来の会派の比例案分ではなく、委員の構成人数を増やすなどを含めた変更という意味で盛り込んでどうかというご意見でした。チェック機能を高めるという観点から、より多くの議員が予算、決算審査にかかわるという意味での御発言内容でございました。この部分につきましては、第2章の中にごございます会議規則等の見直しという部分で位置づけした項目がありますので、この2章の項目の中に包括して解釈できるのではないかと考えます。特に、今回改めて6章に設けなくてもよろしいかとは思いますが、その解釈論も含めて御議論いただく必要があるのではないかと、この1つでございます。

続きまして、委員会の専門性を生かした適切な運営という部分でございますが、昨今の社会情勢の変化や新たに生ずる課題に対しまして、所管する各4常任委員会がございますが、その所管する委員会の専門性を十分生かして、協議会等の活発な議論の場の開催も含めた迅速な対応を行っていく必要があるのではないかというご発言を集約してこの項目を設定しております。

松野豊委員長 何番ですか。

竹内議会事務局主査 これは22番です。

松野豊委員長 では、続けてください。

竹内議会事務局主査 それでは、引き続き委員長による委員会の秩序保持という部分でございます。

次の項目の委員長報告書の作成にもかかわることでございますけれども、委員長の職責につきまして、委員会運営などにおける「秩序保持」という形で表現をさせていただいております。続いて委員長自らの委員長報告書の作成、これは盛り込みたい項目の16番の御議論の中で、過密している事務局の負担軽減や、委員長発言の重要性を考え、委員長自らが行うべきではないかというご発言がございましたので、項目として一たん位置づけをさせていただいております。

続いて、議会費の予算要望書の作成でございますが、平成20年度当初予算要求の段階で議会費の計上につきまして各常任委員長を中心といたしまして要望事項の取りまとめ、執行部へ申し入れを行った取り組み実績がございます。これは他の自治体ではほとんど行われていないようでございますので、流山市議会の特筆すべき議会改革の実績として、今後も継続して行っていくという部分で位置づけしております。

続きまして、委員会の公開という部分でございますが、現在流山市議会では平成19年の傍聴規則の改正により、委員会が完全公開されております。他自治体では委員長の許可制等で公開を行っているところがほとんどあり、流山市議会の「開かれた議会」透明な議会改革の実績という特筆すべき点として、しっかりと条文に規定しておくという意味合いで表現をさせていただいております。

以上でございます。

松野豊委員長 ちょっと日があいてしまっていることもあり、前回の第6章のところの議論の過程を事務局に御説明いただきました。

それでは、御意見ございましたら第6章についていただければと思いますが、いかがでしょうか。伊藤委員。

伊藤実委員 まず、1番の委員会の構成の原則の中で、委員会条例に抵触しないように注意という括弧書きがついているのですが、先ほど出てきた中で予算、決算の話が出てきました。今回も市長が出席するよという要望を代表者会議から議長が市長のほうに出されているそうですけれども、これは非常に微妙なところがあるので、もう少し時間をかけて相対的に考えないといけないと思うのです。市長が出る、出ないはもちろんそうなのですが、委員の数の問題もしかりなのです。なおかつ、先ほど戸部委員のほうからも出ていましたが、予算、決算における詳細な数字の問題に

ついても、特に予算に絡んできますと、その書類そのものが公にされる関係上、入札とか、そういうものにも絡んでくるという過去においていろいろあった話があるのです。その関係もあって、ではどこら辺まで表に出してくるかという話は、これは全体的にもう少し時間をかけてやらないと難しい面があるのではないかなと私は思います。

それと、委員さんを増やすということは時間をそれだけ必要とすること。現実問題、それぞれ各党会派から人数案分が出てきてやっているわけですが、本質的に過去の例からいえば、例えば流政会は今数字でいくと3名なのですが、12名議員がいるわけです。その中の3名が委員として出てくるわけですよ。そうすると、残りの9名の方の質疑事項についてはそれぞれ委員さんに付託するわけですよ。ですから、人数が多く出れば出ただけ質問案件が増えるというわけではないのですけれども、時間が必要となるでしょうというふうには私は思います。ですから、そういうふうにと考えると、人数を増やせば解決できるという問題ではないと私は思います。ただ、自分以外、質疑をお願いされた方との考え方のずれが若干出ることには事実だと思います。ですから、今回議会基本条例の中でどこまでその辺を載っけていくか、これは非常に時間がかかると思います、それぞれの会派等で考え方が違うと思いますので。そういうふうにと考えると、今骨子案の中ですから、大まかな話でいいのではないかと思います、これはとりあえず現状からスタートして、時間をかけて考えていくべきではないかと思います。その後の2番目の件については、委員会の専門性は生かすべきだと思いますので、いいと思います。それから、委員長によるいわゆる秩序の保持の関係は、これは当たり前の話ですから、とやかく取り上げなくてもいいのではないかと思います。

それから、委員長自らの委員長報告の件ですが、現実問題として、今報告されている形式であれば、委員長が自らつくことは不可能だと思います。なぜかといいますと、議事進行でてんやわんやしているわけで、データはすべて録音されたものから掘り起こさなければ今の方式ではできないのですよ。ですから、そういうふうにと考えると、もうちょっと方法を考えないと、委員長自ら委員長報告をつくること自体は難しいのではないかとというふうには私は思います。ですから、内容をどういうふうに変えるかしないと難しいものになるのではないかと思います。ただ、この委員会そのものが、この一番最後にもありますが、公開でやっておりますので、データそのものはいつでも市民の皆さん、議員でも見られるわけですから、委員会に参加していなくてもわかるという環境になってきておりますので、委員長報告はどの程度どのように生かされるべきか、これは十分考えるべきだと思います。

それから、先ほど予算、決算の話が出ましたが、予算、決算の関係の委員長報告というのは本当に難しいのです。なおかつ決算審査がこれからありますが、予算、決算の指摘要望事項とか、そういう話になってくると、最近は委員長報告の中に入れなくなりましたが、あれそのものが形骸化しているというふうには私は思いますし、この辺も絡めて委員長報告を考えるべきではないかと思えます。とりあえずそんなところです。

松野豊委員長 ちょっと草間研究員に質問なのですけれども、他市の事例で、例えば委員会構成、人数まで規定しているとかというのは僕の記憶の範囲ではなかったように思うのですけれども、余り他市のものばかり参考にしてどうかというのはありますけれども、委員会の構成について触れている他市の既に議会基本条例をつくっているところの条例というか、ざっと見ると、委員会のあり方とか公開性とか、委員長報告については伊賀市議会が触れられたりしていますけれども、委員の人数を何名とするというようなことを規定しているところはないように見受けるのですが、わかる範囲で結構ですので、草間研究員、お願いします。

草間研究員 人数について規定するという事は、私は見たことがございません。また、会派によって何人割り当てということ、そこまでの記載もないというふうに考えております。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私も当初、議会基本条例制定の検討状況というもの、栗山町を先頭にいただいた資料を今急いで目を通してみました。そういう中では、伊賀市議会基本条例は委員会の活動が入っている。三重県も入っている。京丹後市議会も入っている。北名古屋市議会も入っているのですけれども、三重県は公開のみの関連、あと北名古屋市のほうが活動のみという活動を中心にしたものというふうになっているようなのです。今一番議論というか問題提起みたいになっているのが、委員会の構成の原則ということで、予算、決算、あるいはほかの審査会などにおいて、今までのルールである比率案分というのですか、そういうものにこだわらず広くしていこうということで、それでも委員会条例に抵触しないようにという括弧書きがあるわけですが、私たちからするとありがたい話とも言えるのですが、他市の状況から見ても、ここで規則を決めてしまうと後々問題が生じることもあるのかなという懸念もあるので、こういう条例の中にはめ込んでいくというのは、一挙にやらないで少し検討して、そして今後慎重にルールを決めていくような過程の中で改正していったらいいのではないかなと、大変雑駁な言い方だけれども、そんなふうに思いました。

以上です。

松野豊委員長 ということで、基本的に他市の事例を見ますと、公開性を担保したり、委員会を適切に運営するとか公開するとか、ちょっと理念的なスタンスの部分に触れているところが多いかと思うのですが、この第6章でほかに御意見がございましたら委員の方からいただければと思います。

戸部委員。

戸部源房委員 予算の人数の問題なのですけれども、先ほど伊藤さんが言われましたように、予算委員会あるいは決算委員会、これに関しては、先ほど申し上げましたけれども、執行部からは目と款ですよね。それで、日数的には5日間だよね。正式ではないけれども、5日間ということで決められているわけですよね。それで、先ほど申し上げましたけれども、1年生議員の場合はよほど勉強しないとこれについていけないと。それから、予算委員会、決算委員会でも果たして適切な政策論

議がやられているのかということ、より突っ込んだ形ではまだできていないというのが現状だと思うのです。将来的にはそこら辺も含めて、日数の問題とか、あるいは款と目からもっと出してもらおうのか、あるいは人数の問題、これは根本的に討議していかないとしようがない問題かなというふうに思うので、この辺の問題については、議会基本条例の中ではなくて、別の機会で執行部も交えてやっていく必要があるのかなというふうに思います。

それから、委員会の構成なのですけれども、先ほど言われましたよね、余り細かなことは組んでいませんと。問題点は、栗山町の例ですと、自由討議とか、そういう問題を重要視しているのですよね。その中にある程度委員会の質とかそういうものは入っていると。それから、委員会のことについては議会事務局の体制整備というところに盛り込まれているのですよね。ですから、あえてこの場合は委員会の活動ということで1項別項目ではなくて、議会及び議会事務局の体制整備の中に項目として入れたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、予算の問題なのですが、これは議会が執行部に出しているということで、これ委員会の中に入れていますが、私はこの前申し上げましたが、予算とか人事権の問題は、議会及び議会事務局の体制整備、そちらのほうに入れたほうがいいのではないかなと。委員会だけではないのです、予算を出しているのは。そのときに議論したほうがいいのではないかなと、そういうふうに思っています。

松野豊委員長 確認ですけれども、今戸部委員がおっしゃって、画面に打ちましたけれども、委員会の構成の原則はこの議会基本条例の骨子の中に入れず、議会基本条例の骨子で触れるのではなく、会議規則や運用基準、あるいは委員会条例で今後人数等々も含めて議論を重ねてやっていけばいいのではないかと。つまり、委員会の構成の原則というところについては、戸部委員の意見としては骨子に入れなくてもいいのではないかという理解でよろしいですね。それから、委員会による議会費の予算要望書作成については、ここの項目、委員会ではなくて、議会事務局の体制整備のところに入れかえたらいいのではないかということでもよろしかったですか。

戸部源房委員 はい。

松野豊委員長 ほか御意見いかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 委員会の構成の原則なのですけれども、この場で予算委員会、決算委員会について、委員会の人数を増やすとか、そういうふうなところが確認されるならば、それは入れてもいいのかなと思うのです。ただ、それがなかなか議論がそこまで進まないということであれば、議会基本条例の場ではなくて、それ以外の議会改革の課題として議会運営委員会等で議論をしていったほうがいいのではないかというふうに思います。

あと、今戸部さんのほうから予算要望については事務局のところにおっしゃったのですけれども、私はここに書いてあるように議会と執行部の関係の中で整理したほうがいいのではないかとい

うふうに前々回言ったと思うのですが、そこに今書いてあるとおりです。議会と執行部の関係の中に盛り込んだほうがいいのではないかと、いうふうに私が述べましたのは、まさに予算要望そのものは議会と執行部の関係の一つになるかなというふうに思ったので、そのほうがいいのではないかと。議会事務局ということではなくてね。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私は、当初議会事務局の体制整備ということで、議会の権限を高めるということで、予算と人事権を実際問題、議会及び議会事務局の体制整備ということで、体制の強化ということで出したものですが、今乾さんが言われたように、これは行政との関係ですから、議会と行政の関係ということで入れていただいて結構です。

松野豊委員長 あと、草間研究員、そこに入れること自体はバランス的におかしくないですか。一応参考までに。

草間研究員 当初お聞きしていたのが、委員会で突き詰めると予算要望されるということを知っていたのですが、お話の中でやはり議会としてということでしたら、その議会と行政の関係で入れられたほうがよろしいかと思います。

松野豊委員長 では、ほかの委員さんもよろしいですか、この件に関して。議会費の予算要望作成については、現在委員会による議会費の予算要望作成ということで委員会の第6章のところに入っています……これ「委員会による」って入れるのかな。とは限らないですよ、会派も協議していますから。だから、議会費の予算要望書作成という形に変更して、執行部との関係なので、第4章に移動するということがよろしいですか、今日の時点では。

戸部委員。

戸部源房委員 言葉の問題があると思うのです。私は、日本国憲法、それから自治法、これにひっかからないような言葉を選んで挙げたらいいのではないかなと。人事権の問題も、それは議論してほしいなど。予算の問題もそうですよね。だから、そこら辺の言葉の問題です。

[何事か呼ぶ者あり]

戸部源房委員 人事要望にすればいいのです。だから、言葉の問題です。これは、強制的にやりなさいとか、そんなのではなくて、そこら辺を整理していただければと。

松野豊委員長 議会の人事って何章で挙げているのでしたっけ。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 8章。では、この後やります、それは。議会事務局の人事権は8章にあるので、後でやります。

とりあえず議会費の予算要望書作成については、第6章から第4章に移動するということがよろしいですか、現時点では。その文言はまたちょっと後々整理しますが、今のところ骨子なので、骨子案ということでやっていますので、おおむね皆さんこの委員の中でこういう意味だよと

ということが理解できていればいいのかなと思いますが、あと6章でいかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 委員長報告の作成の問題なのですが、これも分かれるというか、現時点では分かれると思うのです。僕なんかは委員長がやるのが本来の姿だろうなというふうに思うのですけれども、伊藤さんのさっきの意見もありましたので、ここでは触れないで、今後検討していくというか、課題としてはっきりさせたほうがいいのかなというふうに思います。

松野豊委員長 委員長報告についてほか御意見いかがでしょうか。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 私もこれはちょっと驚いたという感じで、慎重に議論をしていくべきだという立場でたしかこの前発言していると思うのですが、正確に今入れなくてもいいのではないかというふうに思います。先ほど伊藤委員もおっしゃっていたように、いろんな意味で難しさもあるし、委員長が報告書を作成できればもちろんよろしいと思いますけれども、そこにいくまでの時間なり経費なりいろんな意味で大変部分になってくるので、この辺は慎重に検討し、議論すべきだと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 草間さんにお聞きしたいのですけれども、委員長報告を自ら作成するというのは、伊賀市が書き込んでいるし、実際に各地の運用でもそういうふうに行っているところも結構あると思うのですけれども、これの意義みたいなものについてはどのようにお考えですか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 委員長報告を委員長自らが作成されると、委員長自ら作成するというのは非常にあいまいな表現というか、運用上、委員長の意思を事務局に伝えてつくるところもありますけれども、私が最近見た事例の中で一番意義深かったのが、長野県の予算、決算特別委員会の委員長が決算委員会、予算委員会の改革をしたいということで、皆様と同じなのですけれども、それより一歩進んで御議論されていたのですけれども、そのときには委員長のリーダーシップで、予算、決算委員会に例えば市長を呼びたいとか、市長からちゃんと答弁をいただきたいというときは、議員1人ではなくて、委員長にリーダーシップをとっていただければなりませんので、その委員会の一つの意思の報告として、委員長自らが決まったことに対して責任を持って市長に突きつけるというか、そういった決意のあらわれというのが委員長報告にあらわれているのではないかなというふうに考えておまして、実際長野県の予算、決算特別委員会ではそのように前進したという事例もございまして、ただ、委員長がどこまでつくるか、これは非常に幅があってよろしいのではないかなというふうに考えております。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 確かにどこまでつくるかということで、一からつくらなくてもいいわけなので、これは今後の議論になりますけれども、委員長のリーダーシップというか、今の流山市の委員会の運営

というのは、例えば委員長報告に対して質疑が出されたときに委員長が書けないような、そんな答弁を書けないような、そういう形式的なものになっている部分がかかなり強いです。委員会の運営も式次第を事務局のほうでずっと書いてもらって、それで運用しているというのがかなりあるので、そのところは、例えば自由討議とかになっていったら、委員会を仕切らなくてはいけない委員長の役割というものが出てくるので、方向としては、委員長のリーダーシップという点からも、委員長報告の問題を含めて今後見直す課題はあるのかなというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 実際問題、私は農業委員会の総務委員会なんかやっているのですけれども、委員長の権限でこのような形でまとめなさいと、あるいはこういう形で書きなさいということで事務局にありして、きちんとそういう形でまとめてくるのです。それで、市長にきちんと報告すると。強調してね。そういうふうに将来的には持っていく必要があるかなと。実際問題、委員長が事務局がつくったものの点検はやるのですけれども、そこら辺が委員長の意思に基づいてというような形ではないのです。形式的になってきているということですから、そこら辺の問題もこれから逐次改めて、委員長自ら意思をどういう形で発揮できるのか、そこら辺も将来的には議論していく必要があるかなと。今回の場合、基本条例の中には、この問題については省いてもいいのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私個人の考えで大変恐縮なのですが、私はこの件については、本当に委員長報告書の作成が委員長独自でできるだろうかという、この意味合いは、議事録をとって、あるいはメモ、あるいは委員会全体の様子を含めて委員長が作成するものというふうに思うわけです。どちらかといったら、委員長の権限でこのように作成をする目標を定める、あるいは事務局にお願いする、そういうのを委員長の権限としてお願いして、最終的にはチェックを正副委員長でやって、それを委員長報告としていく、そういうやり方なのかどうかというのは1つ疑問が残りますよね、この文言でいってしまうと。私は、いつも言っているように、書くこと自体、記入すること自体は簡単だと思うのですが、実際委員長として責任を持ってやっていく立場になったときに、常任委員会を開催して、そして最終日の報告まできちんとできるのだろうか、それだけ仕事をやっているのだろうか、あるいはそのほか意見書の調整とか勉強とか事前に自分で学ぶわけですから、あるいは事務条例の改正についてだって何だって目を通していくという、限られた期間の中で作成しなければならないということに対しては、私は自分自身が果たしてできるだろうかという心配を含めますし、皆さんも実際やれるのかと。例えばここで唱えただけで、あとは事務局任せのようなことになるのだったら慎重にしておくべきだというふうに思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 この議論は、もともと田中さんが問題提起されたと思うのです。その一つの理由は、

議会事務局に余り負荷をかけないと。何でもあそこに頼んでしまうと、マンパワーだって限りがあるからと、そういう意味もあったと思うのですけれども、それともう一つ、議員自らのブラッシュアップということもあると思うのですけれども、議員も自分で得意分野と不得意分野がありますから、全部おれが書けるよという委員長もたまにはおられるけれども、不得意分野の場合はほとんど書けないという場合もあるので、先ほどから出ているように、リーダーシップを握って、書ける人は書く、書けない人は事務局に委託すると。しかし、それは丸投げではなくて、自分の意思でお願いして書いてもらうというふうになれば、すぐに事務局の人の仕事が減るということにはならないけれども、将来はそういう方向に向かっていくと思うのです。本来のあるべき姿がそういうことでしょうから、そういう方向に向かっていくという立場で修正を加えたほうが良いと思います。ついでに言うと、議会報も議員が書いているという、京丹後でしたかね、そういう報告がありましたけれども、議会報だって全部議員が書いているという事例もあるということですから、議員自らやるということも考えたほうが良いと。全部議会事務局におんぶにだっこしないという意味では、ここにそういう表現を入れるほうが良い。表現方法はいろいろ考えなければいけませんけれども、そういう表現を入れたほうが良いなというふうに思います。

松野豊委員長　ここは、意見が一本にまとまらないので、また整理はしますけれども、骨子に入れるのはちょっと厳しいかなと。皆さんの見解が委員長報告すべきだというところで一本にまとまっていれば骨子の中に入れていいかと思うのですが、今いろいろ議論が分かれているので、骨子に入れるのはちょっと厳しいかなと。ただ、委員長報告を委員長自らするかしないかについては、先ほどの委員会の構成の原則のところと同じかと思いますが、別途議会改革というところの議会運営委員会、現状ですと議会運営委員会ですけれども、議運で協議するなり、その運用の中で今後検討していくべき課題ではあるかなと思います。

私も、委員長ではありますけれども、一委員でもありますので、私は委員長報告はできるならば委員長がやったほうが良いと思っています。できると思います。要はテープで、この委員会もそうですけれども、録音しているわけですから、その録音したテープを聞いてテープ起こしをするという作業が出てきます。現状は、事務局が一生懸命限られた時間の中で、場合によっては残業もしながら、特に常任委員会はその通りですけれども、終わってから委員長報告までの時間が限られているので、ざっと打って、それをさらに要約をしていて、物理的にできるかできないかといったら、我々議員にも、要するに議会事務局も同じ人間がやっているわけですから、できると私は思っているのですが、問題は、全部読み上げるわけにいかないなので、討論の一部を編集したりとか要約をしなければいけないのです。その要約をするときに必ず編集者の主観が入ってしまうので、今現在は中立中性の立場で事務局がやってくれて、各委員さんに討論の内容これでいいですかという確認をしているので、成り立っていますが、これが委員長が若干主観の入った形で編集していったときに、今までのようにほかの委員さんの意見要約これでいいですかということで、スムーズにいくかどうか

というところは一つ懸念事項ではあるかなというふうに思います。

それよりも今現状、議会の最終日に委員長報告ということで、常任委員会の各委員さんが集まって委員長がその原稿を読み上げるわけですけれども、そのときには正副委員長にしか配られていないのです、台本が。ほかの委員さんたちは、聞いているだけというか、耳だけで聞いて、これで相違ないですとかこれだとまずいですということをチェックをしていて、たまたま前議会でしたか、前々議会でしたか、ちょっと聞き漏れがあって、多少のトラブルがあったということが出てきましたけれども、委員さんにも例えば委員長報告の印刷物をお配りして全員がチェックするという体制も、それは議会基本条例ということではなくて、議会改革という観点で今後検討していかなくてはいけないことだと思いますし、この委員長報告を委員長が自らすべきということについては、まとめをさせていただくと、この条例案では委員の皆さんの意見が一本にまとまらないので、骨子からは外して、ただし今後の議運の中なりで議会改革の項目として検討していくということで整理をさせていただきたいと思いますが、御意見等ございましたら。よろしいでしょうか、その整理で。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 私はそれでいいと思うのですけれども、一言加えて意見だけ述べさせていただくならば、議会での申し合わせ事項等々ありますよね。こういうのは、先輩たちのいろんな経験を踏まえて、そして失敗やらいろんな問題が生じて、代表者会議なりみんなに諮って決めてきて、それを申し合わせ事項として守ろうというふうな形でやっているわけです。ルールづくりというのは、慎重に議論を重ねて皆さんでつくっていくと。今この場で基本条例の中でぱっと委員会の委員長報告を作成すると言うと、委員長が権限を持って全部作成するというふうに見えるわけ。これを表に出したときにすばらしいと思う方もたくさんいると思うのです。でも、実態がいろんな方法をとるのだし、このルールを決めていくには、今私ここにいますけれども、3年後はわかりませんか、あるいは新しい人たちが今後どんどん誕生して、その人たちがこのルールをしっかり守ってやっていけるかどうかということまでも考えながらルールはつくっていくべきだと思うので、今委員長がおっしゃったように慎重にという意味を含めて、ここでは骨子案には控えておくというほうがいいのではないかなと思います。

松野豊委員長 よろしいでしょうか。第6章、ほか委員会の件でございませうでしょうか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 委員会の構成の原則というのは、結論はどうなったのでしょうかね。私の疑問は、伊藤さんが言われたように、3人に1人だったら、流政会は今3人しか委員が出ていませんが、民主・市民クラブは2人と、そういうふうになっているでしょう。それは、伊藤さんの論理で言うと、会派を代表して出ているのですと。1人会派の人が出るとなると、1人会派は全部出て、大きな会派の場合は大部分が入れないから不公平ではないかと。だから、1人会派は出なくていいという御意見だったと思うのです。前回は、1人会派の方にも出ていただいて、なるべく大勢の方が予算審

議とか決算審議に参加したほうがいいということで来たことに対して疑問の意見ですよ、伊藤さんの意見は。それは、どういう方向にするのかと、今日の議論は何も結論が出ていませんけれども……

松野豊委員長 画面にも書きましたけれども、また後ほどお配りもしますけれども、先ほど申し上げたのですが、議会基本条例の骨子には触れないと。触れずに、会議規則や運用基準、あるいは委員会条例で別途、予算、決算委員会だけではないですけれども、常任委員会も含めて、委員会全体の今後のあり方等々については議論をしていくということで、結論としては、第6章の中から委員会の構成の原則という項目は骨子から外すということで、今日のところは結論が出ているということです。

田中人実委員。

田中人実委員 委員長報告の件についても、それから特別委員会の人数の件についても、前にも言いましたけれども、既に実際やっているところがあるわけですよ。それで、今後の検討課題にして骨子に入れなくて、それはそれでいいですけれども、もしそこで結論が出れば、実際書き込んでいる議会基本条例があるわけですから、その時点で骨子に入れたほうが、もしそうなれば、実際やっていることを書き込むのは何ら矛盾しないと思うのです。だから、今後の検討課題にする、別のところで議論するというのはいいのですけれども、ではそこで結論が出たらそのままにしておくのかと。新たにこの条項に加えるのか加えないのか、それをちょっとあれしておかないと。実際に書いているところがあるわけですから。

松野豊委員長 もう一度整理をさせていただくと、今委員の中では一本化されていないわけですよ。一本化されていれば、条例の中に骨子として残しておいて、成文化も図っていくと。ところが、委員会の構成の原則、主にですけれども、具体的に言うと、予算、決算の特別委員会の人数であるとかということについては、ここが一本化されて過半数以上やりましょうということになれば、田中人実委員のおっしゃるようにここに残しておくということになると思うのですけれども、現時点で意見がいろいろ分かれているので……

田中人実委員。

田中人実委員 意見の言い方がちょっとまずかったかもしれませんが、今後これに書き込まないいろいろな議会改革すべき課題が残っているわけですよ、ここに盛り込まないもので。それは、いずれ議論しなければならないわけです。そのときに結論が出たものをどうするのかということです。後でここに修正で入れるのか、それとも入れないのか。

松野豊委員長 それは、まさに皆さんで議論でいいと思うのですけれども、私が思っているのは、現時点では入れなくて、今田中人実委員がおっしゃるように今後議論していく中で一本化したと。例えば委員会の構成の原則もかなり皆さんの意見があって、一本化した場合は、多分その時期にもよると思うのですが、今の予定では来年の3月に議会基本条例を一たん、バージョン1という言い方

がいいのかわかりませんが、上程することになっていますから、その段取りより前に一本化すれば3月の議員立法するときの議案にさらに新たに盛り込めばいいと思いますし、それまでに一本化しなければ、その議案が上程されて、可決されるかというのも3月になってみないと、これだけ議論を積み上げているので、ほぼ可決されるでしょうけれども、可決された後に修正で再度入れるか入れないかというのはその後の議論というか、また委員構成も多分来年の3月以降は変わるでしょうし、議会基本条例特別委員会そのものが残るかどうかというのもちょっとわからないのですけれども、しかるべき所管の委員会で議会改革の新たに新しいものができてきたら、その見直しというか、議会基本条例の見直しということで議員さんのだれかから提案が出て、しかるべきところで修正ということも可能性としてはあるのかなと。

もう一つは、今日の時点で盛り込まないから消してしまうというつもりは全然なくて、骨子として今日の時点での議論を。またこれは今日終わったところで印刷をして皆様にお渡ししますが、今日のところの整理としては、委員会の構成の原則と委員長自らの委員長報告の作成は意見が現時点では一本化していないので、骨子に入れるのは難しいかなというところの落としどころという感じです。今後もう一度今月の9月29日に特別委員会をやることになっていますが、それまでの間に少なくとも委員さんの中で意見がある程度一本化すれば、それは全然修正をかけていいものだと思いますし、あとは9月29日の次回の委員会で最終的には全部、要するに9月29日の段階での骨子案というのをまとめないといけないと思うのですが、今度は10月4日にシンポジウムでそれを発表し、10月25日と11月15日に市民の方との意見交換会をしたときに、今度は我々委員だけではなくて市民の方々からのいろんな御意見もいただくことになると思うのです。その10月25日、11月15日の市民の方々の御意見を踏まえた上でまた再度11月、12月にこの特別委員会の中で骨子の見直しというのを再度クリーニングをかけないといけないと思いますので、いずれにしても今日ここで骨子に入れないと決めたからといってもう絶対入れないのだということではないかなという気はしていますが、現時点では意見が一本にまとまっていないので、ちょっと骨子に入れるのは難しいかなという整理ということなのですが、それでよろしいですか。

田中人実委員。

田中人実委員 これ以上こだわりませんが、骨子案をシンポジウムで示すわけですね。そうすると、その骨子案ができるまでの結果をばんと見せるわけですね。それまでどういう議論があったというのは、ずっと傍聴されている方はわかりますけれども、シンポジウムに参加した人たちはわからないわけですね。だから、本当は、全部議論をしてもらうには、骨子案はこうだったけれども、それまでにこんな議論があったと。このような話の中で骨子案には盛り込まないとか、そこまでの資料を示さないと、市民の方は、議員というのは働いていないのではないかと、あるいは説明不足だとか、そういうところの批判が多いので、その議論の過程の中で、なぜ委員長自ら報告書を書くことを盛り込まなかった、どうなのか、そこでどういう議論があったのかというのを正直に市

民に示すべきだと思います。

松野豊委員長 現時点ではですけども、これも議論というか協議でいいと思うんですけども、今田中人実委員がおっしゃった部分を担保するものとしては私は委員会の議事録だと思っています。業者さんにテープ起こしをお願いして、上がってくるのが大体3週間から4週間と言われているものを業者さんに無理を言って2週間で上げてもらって、皆さんにも多少御無理を強いていますが、今日も18日の分と21日の分をお配りして12日までに確認してくださいという御無理をお願いしていますが、そういう形なるべく議論してから時間をあけずに、少なくとも1カ月以内にはウェブサイトアップするという形で議事録を全公開しているの、そこかなと。ただ、もちろん田中人実委員がおっしゃるようなことは、シンポジウム当日に配る資料は若干工夫を考えたいとは思いますが、その資料をつくるのが私1人では無理だと思います。全部議事録を要はもう一回ひっくり返して、それを全部たどっていかないといけないので、もし皆さんに御協力いただけるのであれば、その作業について、そういう資料をつくって当日お配りするということはもちろん考えたいと思うのですが、ちょっと現実的に難しいかなと。

田中人実委員。

田中人実委員 そこまでのやつではなくて、骨子案が最終的に全部黒字で埋まるわけですね。この赤字のところあるではないですか、いろんな議論。これを別立てで隣のところへ移動して、こういう議論があつてと。簡単でいいと思うんですけども、その程度のものだったら、今までのデータがあるわけですから、そんな感じでこういう議論があつたのだということ、その骨子案を見ただけではなくて、ちょっとわかる程度のものでもいいと思うんですけども……

松野豊委員長 この内容でいいという皆さんの御了承がとればそれでもいいと思います。というのは、私がこの場で打っているわけですけども、全部打ち込めていなくて、この辺がポイントかなというそれこそ私の主観で打っている部分もあって、ほかのいろいろ御発言いただいている委員さんの発言をすべて打ち込めているわけではないので、その辺がちょっと私としては不安要素というところだけです。なので、ほかの委員の皆さんも含めて、ここに打っている内容だけで十分だよということであるならば、あるいは次回、今日も議論しているのであれですけども、どこかのタイミングで、29日までには第10章までいかないといけないと思っていますが、一通り終わったところでもう一度この赤の入ったものを皆さんにお配りして、自分はこういう意見を言ったけれども、ここに入っていないからこれも入れてよというのを記入して私のところにいただけるのであれば、それを全部盛り込んだものを再度編集するぐらいは可能かと思いますが、その辺です。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、骨子案としてこの部分を載せて、今田中委員がおっしゃったように、この場は大変議論になったということが市民におわかりになるようなことでいいだろうと思うのです。第1回目の8月21日のとき、骨子案をお配りするから、目を通して、この場でちょっと問題点が

あるようなところは挙げてくださいということで、私も何点か出したし、他の方も出しています。その時点で既に挙げたもので主に議論が展開されているように思うのです、意見を述べているから。それで議論していると、それぞれ考え方が出てきて、ある程度いいとか悪いとか、載せるべきではない、今度の課題にしましょうって出ているわけだから、そういう意味では大きな部分だけ、特に委員長がためにそこに打ち出してくださっている部分でよろしいのではないかと思います。そうすると、そこでまた市民がこれを読むなりお話を聞いたときにまたさらなる希望なり意見なりが出てくるのかなというふうに思いますので、その程度載せてもらえれば市民もある程度わかっってもらえるのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 実際問題、どっちにしろ骨子案が出てきた時点、あるいは議会基本条例が上程される前、今後シンポジウムのほかに分科会もあるわけですね。これは、何回やられて、どういう議論がなされて、こういうふうに決まってきましたよということはやはり市民の方に伝えておく必要があるのです。そういうことなので、先ほど田中さんが提案されたことに関しては、29日に大体でき上がって……

松野豊委員長 今まだ1章しかできていないのです。6章しか出ていないので、もうあと10分ぐらいしかないのですけれども、ちょっと何とか……

戸部源房委員 そこら辺も踏まえて、どっちにしろ、これはシンポジウム、それから分科会、それから中間でいろんな段階がございますよね。議会にも報告しなくてはいけないし、いろんな報告等々もございますので、そういうことは踏まえていかなければいけないということなので、田中さんの提案のあったことに関しては、内容はどのぐらいまでというのはあると思うのですが、これはきちんととらえていかなくてはいけないので、提案を今後とも重視していくということで、次回最終的に判断したらいかがでしょうか。

松野豊委員長 では、今日あともう1章ぐらい、7章ぐらいまではやっておきたいと思っているのですが、今日議論のあった分までを次回29日までもう一回こういう形でお示ししますので、それを見て判断していただいて、自分も、ここには出ていないけれども、こういう意見を言ったよとかいうのがあれば、その場でお書きいただいて……というのは、次回29日で、10月4日がシンポジウムですから、中4日しかないのです、その中でまとめないといけないので、その辺はちょっと御理解いただきながら、シンポジウム上でどういう形で市民の方に骨子案を示すかということについては再度29日に議論させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、第6章はよろしいですか。

〔発言する者なし〕

松野豊委員長 では、第7章です。

政務調査費の執行及び公開、これ項目1つだけですが、流山市議会政務調査費の交付に関する条例及び規則の遵守ということで、これはいかがでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 流山市の政務調査費は、今いろいろ議論になっていますけれども、一般的に言われているような政務調査費の使い方ではないのです、流山市の場合は。完全に領収書をゼロから出しておりますし、また公開もしているということなのだけでも、一般的にはまだはっきり認識されていない状況があるので、政務調査費、これがどのような形で使われているのか、それからもう一つは原則公開ですよ。1年に1回は公開すると、こういうことをしっかりとやっていったほうがいいのではないかなど。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。中身は今戸部委員がおっしゃるとおりですけども、骨子としては、政務調査費の交付に関する条例があるので、その規則を遵守しましょうねということについて、第7章、政務調査費というところで骨子として入れておくと。あと、ここに括弧づけで情報公開というのも入っていますが……

田中人実委員。

田中人実委員 これ1行書くだけでもいいのだけれども、今戸部さんが言った公開だとか、それから政務調査費の目的、そういうのも書いたほうがいいのではないですか。それを書いた上で遵守というふうにやったほうがいいのかなと思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 今戸部委員、田中委員から出ましたけれども、ここに書いてある流山市政務調査費の交付に関する条例の中にきちんと明確に出されているわけですから、余り長々と入れる必要はないと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私は、今戸部さんや田中さんが言ったように、ある程度丁寧に書いたほうがいいかなど。というのは、交付条例にありますよというのがその交付条例を見ないとわからないので、そこはこういう目的で政務調査費が使われていると。流山市では透明性をあれするために努力しているとか、その辺も含めて書いておいたほうがいいのではないですかね。

松野豊委員長 細かくするとまとまらなくて前に進めないのが、情報公開や政務調査費の目的については触れるという方向で……要するに手元にないわけですよ。それを見ないと、その文書が長いのか短いのかも判断がつかえませんし、一応それを入れていく方向で骨子としては整理をすることによってよろしいですか、第7章については。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、第8章です。

議会及び議会事務局の体制整備ということで、議員研修の充実強化、議会事務局の体制整備、議

会図書室の利用、議会広報の充実、専門的知見の活用というふうになっておりますが、こちらで御意見いかがでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 今議会の招集権というのは執行部ですよ。そういうことで、私は前のときに提案したのですが、議長にも付与したほうがいいのではないかと。私の場合は、一番初めから言っているのですけれども、議会の招集権は議長に付与と。これについては、自治法とかいろいろ問題点がございまして、執行部との話し合いで決めるという言葉を書いてもいいのですけれども、こちら辺についてひとつ皆さんの議論をお願いしたいなど。

松野豊委員長 では、1個ずついきます。

確認ですけれども、議長の本会議の招集権はずっといろいろほかの市議会でも議論のあるところですが、現行の自治法上でどうなのかというのは、草間研究員、お願いします。

草間研究員 自治法上、根拠条文が何条というのは今お示しできないのですけれども、議長の招集権につきましては、議会基本条例に書いたとしますと違法でございますので、こちらは控えていただくほうがよろしいかと思っております。先ほど議論がございましたように、要望とか、そのような表現でしたらいいのですけれども、招集権を議長に付与することは不可能でございます、今の法体系上は。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 違法だということはわかっておりましたので、この問題については二元代表制の根本的な問題かなと。ですから、この論議に関してはやっておいたほうがいだろうと。それから、これは言葉の表現として、付与しろということではなくて、執行部と交渉して決定するとか、あるいは要望するとか、いろんなあれがあると思うのですが、そこら辺を皆さんにお聞きしたいなど。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 自治法の改正の中で、議会招集権は議長に付与されないけれども、開催の請求権は議長に付与されることになりましたよね。明記されるようになりましたよね。だから、それはもう法律上あるので、基本条例の中でそれを入れるのかと。入れるとすれば、ここの8章というのはいわゆる体制整備の問題でしょう。議会及び議会事務局の体制整備の問題でしょう。だから、ここで議論する問題ではないと思うし、それだったら議長の権限とか議長の役割とか、そういう議論になっていくのかなというふうに思いますけれども……

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 先ほどの予算と人事権もそうでしたけれども、議長の問題は先ほど乾さんから指摘されたように議会と行政との関係です。それで、この問題に関しても二元代表制のあれとして、先ほどの付与しろということは違法なのだけれども、交渉権なんかはあるのだよね。だから、こちら辺を明確にうたってもいいのではないかなと、私はそういうふうに思うのですが、どうでしょうか。

それで、項目については、議会事務局の体制強化ではなくて、先ほども言いましたように、議会と行政との関係、こちらのほうに移して考えていただければと。今日時間がなくて議論ができなかったら29日でも結構です。

松野豊委員長 ちょっと整理させてください。

議会と行政の関係ではなくて、さっき乾さんがおっしゃったように議長の権限、役割というのを別立てしてやったほうがもしかしたら整理がつくかもしれないので、招集権はないですけれども、開催請求権とか、あと議会事務局の任免、これはちゃんと自治法で書かれているのですけれども、実際には解釈のところで分かれているというか、任免でき切れていない、運用と合っていないようなところもあるので、この辺は議長の権限、役割ということで一回整理をさせていただいて、29日にお示しをできるようにします。第8章に戻りたいと思うのですが……

田中人実委員。

田中人実委員 そのこのところで全員協議会が法的に位置づけられているではないですか、あと代表者会議と。それで、議会の招集権ということを考えて、議案がなければ、執行部が招集しようが議長が招集しようがあれなのですけれども、全員協議会というのは、こちらからでもこういう案件についてぜひ説明しろというふうに言えるので、議案がなくてもできるわけですよね。だから、全員協議会の位置づけを議長権限と絡ませてきちんとやれば、執行部に対してその都度全協を開いて、この案件どうなっているのだと、こういう事故あったときに何で報告がおくれたのだとかいろんな場でできるので、ある意味通年議会の性格を帯びてくるのではないかと思うので、そのこのところをうまく書き込めればなと思うのですけれども……

松野豊委員長 わかりました。ちょっとそこもあわせて整理してみます。

今田中人実委員に御指摘いただいて気づいたのですが、ちょうどまさにこの9月議会で自治法の改正を受けて、全員協議会と代表者会議の位置づけについては議案として議員発議でやるので、この辺についてはもしかしたら再度骨子の中に改めて。この前「会派とは」というのを入れるか入れないかというも骨子に議論として出ていましたけれども、「代表者会議とは」とか「全員協議会とは」というものももしかすると新たに盛り込んでいかないといけないかもしれないので、この辺は今日の時点では引き取らせていただいて、再度皆さんにお示しできるようにしたいと思います。というところで時間が来てしまいましたので、8章、途中なのですが……

酒井委員。

酒井睦夫委員 時間ないところ済みません。8章の一番上に議員の資質並びに政策形成及び立案能力向上のための議員研修云々と書いてありますよね。この立案能力というのは、具体的には議員立法の条例制定のようなものを言っていると思うのですけれども、どの議会改革の本を読んでも、議員立法で条例をつくれというのがたくさん書いてあるのです。そういうことをどこかで触れるということを目指して、今までゼロではないのですけれども、余りありませんので、議員立法で条例を

つくるというのをどこかに入れてもらったらいいのではないかというふうに思います。

松野豊委員長 議員の役割、活動原則のところが入っていないね。削ったのだけ。分けて整理しましょうということになってしまったのでした。議事録もう一回読み直さないと正確にはわからないのですが、僕の記憶だと、たしか第2章の議論のときに年1本は上げるとかという意見が酒井委員から出たので、それは条例で入れることではなくて、別に定めたり、あるいは議員個人とか会派のマニフェストで年1回とか1本と決めて決めることではないかという議論がたしか過去にあったように思うのですが、その中で一たん削ってしまったのか、ちょっとこれ確認させてください、さすがにそこまで記憶力がないものですから。ただ、今の酒井委員の議員立法で条例をつくるということ自体については、どこかに入れるかどうかということとはまた次回以降の議論ということで、次回というのは9月29日の特別委員会で再度ちょっと議事録も確認した上でお示しをしたいと思います。ということで、8章が今途中で終わっているんで、8章からまた29日は入りたいと思います。

それでは、15分休みをとろうと思っていましたが、その後の項目もちょっと押していますので、10分間休憩をとります。暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

松野豊委員長 定刻になりましたので、会議を再開します。

(3)、キャッチフレーズの選定及び発表方法についてです。これは、別紙お配りしておりますが、議会基本条例キャッチフレーズということで、2008年9月8日現在ということで今日現在のものです。下に60番から63番まで4案ございますが、9月5日の公募を締め切りましたところ、最終的に市民の方々からの応募は4件というふうになりました。前回の特別委員会では、シンポジウムで参加者の方にもアンケートをとって投票していただいて、それをシンポジウムの当日の休憩時間で集計をしてシンポジウムの最後に発表という部分までは各委員の意見が一致しておりました。それから、特別委員会の委員だけで選考するのではなくて、委員以外の全議員にも投票してもらいましょうということについても一致しておりました。この特別委員が9名ですから、全体の議員は28名おりますので、残りの19名の方にも今定例会中に案をお配りして、投票いただいて意見をもらおうということになっておりました。ほかについては、委員の皆さんの意見が多岐にわたっておりまして、シンポジウムまでの日程で現実的に対応可能な方法を正副委員長で事前協議の上選考案を考えましたので、御意見を今日いただきたいなと思います。

1つ目に、本日特別委員会の委員提出分と一般応募分を並列にして、各委員に甲乙はつけずに3件まで。投票用紙を3枚ずつお配りするので、これはまだ案ですが、3枚ずつお配りして、投票いただいて、全部で今63件あるわけですが、今日の時点でその投票をすぐ即日開票で開票をし

て10件ぐらいに絞りたいなど。正副委員長の案としては、10件ぐらいに絞って、その絞り込みの仕方については、一たん投票を集計したものの数をばっと画面上で皆さんにお示ししますが、もしかすると同数、同率というのものもあるかもしれませんので、その辺は結果を見てからですが、皆さんと協議をしながら10件程度に絞り込みたいなど。その10件に絞ったものを特別委員会委員以外の19名の議員にまた再度3枚ずつ投票用紙を配って、これは別に1枚でもいいのですが、投票をいただくと。19名の議員さんにはあす会派ごとに配付をさせていただいて、9月19日、来週の金曜日を締め切りとさせていただいて、その後それを事務局で集計して9月29日の特別委員会で最終的に5件に絞り込むと。シンポジウムでその5件を会場の皆さんにお示しをして、投票をいただいて一番多かったものに決定すると。その5件絞る段階では、29日にも議論を皆さんとしたいと思いますが、要するにどれが選ばれてもいいだろうというものに絞れたらいいなというふうに思っていますが、その5案のうちどれがなってもいいでしょうということになるといいなと思っていますが、実際に進めてみないとわからないので、何とも言いがたいのですが、今日の正副委員長の案としては、今日皆さんにこの63件すべての中から3つずつ選んでいただいて、それを投票形式で投票をして一たん数を出すと。その中で10件程度に絞って、その10件程度に絞ったものをほかの我々9名以外の議員さんたちにあす会派あてに配付をして、来週の金曜日までにその10件の中からいいなと思うものを3つずつ選んでいただいて、それを集計したものを29日の特別委員会でお示するという段取りでいきたいと思いますが、あくまでもこれは正副委員長の案ですので、皆さん何かこの絞り方について御意見等あればちょうだいできればと思います。

酒井委員。

酒井睦夫委員 一般市民から4つ出ていますので、この市民の方は物すごく自分のやつがどうなったかなというのは関心を持っておられると思うのです。こういうことできるかどうかなのですけども、今言うならば、予選通過して5件選ばれて、それを当日シンポジウムで決戦で決めてもらうということなのですけども、例えば一般市民の方から選ばれた4つはもう予選を通過させてしまう。それで、決算投票のときに我々が選んだものと一緒にして、その中で選ばれなければ、公開のところとなっているので、市民の方も納得すると思うのですけれども、どこでだれが決めたか知らないけれども、おれのやつどうなったのだと、そういう不満が残るので、そういう配慮をしてもいいのではないかとこのように思いますが、どうでしょうか。

松野豊委員長 その御意見については、前日も酒井委員からいただいていたのですが、それも特別委員会が終わった後に正副委員長で話し合いをしたときにいろいろ議論がございまして、別に押しつけるわけでもないで、このボードで公平に協議していただければと思うのですが、正副委員長としては、その考え方もあるのだけれども、基本的に我々議員も市民の代表でありますし、結論としては、迎合という表現がいいかどうか分かりませんが、そこまで迎合する必要があるのかというのが最終的な結論でした、我々としては、つまり、本来そもそも現行の法制下では、あるいは民主主

義の制度下では、例えばこの特別委員会で発言ができる権利があるのも現職の議員だけです。それは、住民の代表としてきちんと選挙で戦って、投票をいただいて選挙で当選してきたというところがあるので、これは別に議員だから偉いという議論ではなくて、きちんと民主主義の制度に基づいて当選をしてきて、その中で議会内の整理の中で特別委員として選出をされて発言ができていたというのが我々議員あるいは我々委員の権利であると。そういう中で、本来論で言うと特別委員の案だけでもめばいいのだけれども、それでは市民に開かれた議会とは言えないということで公募をかけたわけです。ですから、原則論に基づいていくと、誤解を恐れずに言えば、非常に乱暴な言い方になるかもしれませんが、市民の案を同じボードで上げること自体特例だというふうに思っています。ただ、我々の方針としては、市民に開かれた議会を目指すわけですし、市民の方と一緒にやって議会改革というものに取り組んでいかななくてはいけないということから、公募もしましたし、ずっとこの委員会開会以来傍聴いただいていますけれども、市民の方にも完全公開でこの委員会を開催しているわけです。なので、同じ土俵で我々委員が出した、あるいはこれからほかの議員さんたちにも意見を聞きますが、議員である我々委員が出したキャッチフレーズ案の中で同じ土俵で協議をさせていただくということだけで十分なのではないかと。もし仮に酒井委員が御心配なさっているように、この4名、4名かどうかわからないのですが、1人の方が2案出されている可能性もあるのですが、この60番から63番を出された市民の方がおれのどこ行ったんだという話になれば、それは私が委員長として、その方の御意見というか、もしそういうクレームが入ればしっかりと対応したいと思います。要するに、同じ土俵で協議をさせていただきましたと。

酒井睦夫委員 クレームは言いませんよ、わざわざどうなったって。ただ、心の中で思う人がいるということなので、それであれば、当日シンポジウムのときに、この選んだ経過、今言ったようなことで、全く議員が出したものと同一扱いで、そのプロセスを説明していただければわかると思います。それでいいです。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 酒井さん納得してしまったようですけれども、私は正直言って11個出しているのですよ。ところが、この4つ、キーワードが議員の頭で考えたものと市民の方が考えたものとなるほどなど。4つしか出ていませんけれども、一字変えればすばらしいなとか、この4つ捨てがたいのですよ。そういう結論になってしまったらしようがないのだけれども、何とかこの4つを残しながらやってあげられればなと思いますけれども……

松野豊委員長 投票権はとりあえずこの9名にあるので、ですからもしこれがいいということであれば、1つは、60番から63番の中から、1人3票持っていますので、それを書いていただければ結構ですし、あとは一たん3票ずつ投票していただいて、10個ぐらいに絞ったところで、今田中人実委員がおっしゃった、市民の方の案から選ばれてくるから、ベストテンに入ってくるかわかりませんが、10個に絞る中に入ってくるかわかりませんが、その10個に絞る協議の過程の中で1文字「てに

をは」をちょっと変えることはできないだろうかとかという議論もちょっとあわせてしていければなどは思っています。

戸部委員。

戸部源房委員 大体結論が出たと思うのですけれども、議会基本条例は市民の代表として我々がつくっていくということで、市民をきちんととらえてやっていくということは大事だと思うのですが、基本的には市民の意見も議員から出された意見も同等として扱って、どれが一番ふさわしいか、これを決定していくのが基本だと思うのです。それをまず決定したほうがいいのではないかなど。それから、キャッチフレーズ、これをどういうふうに持っていくかというのは、今後の議論なのですが、市民から見てどういう議会になるのか、あるいはどういうことを目指していくのか、これは今後のことなのです。また、いろいろ変化も出てくるだろうというふうに思いますので、まず今回は議会基本条例を制定するためのキャッチフレーズということで同等に扱って、公正な立場で判断を下したらいいのではないかなど。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 私も今委員長から提案された方法でやるほうが公平ではないかなと思います。ただ、先ほど田中委員からもこの字を直したらいいかなというふうな話が出ましたけれども、気持ちはわかりますけれども、これは盗作になりますので、やってはいけないことだと私は思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 キャッチフレーズについては、基本的には、流山市議会基本条例をどういう視点に立って制定しようとしたのか、そのことが明白にわかるようなものが理想であるというふうに私は考えます。さっき田中さんは11と言ったのだけれども、私は5個なのです。5個選ぶのに10人ぐらいの方でうちで座談会をしました。それで、その中でまとめて、10個でもよかったのですが、少し遠慮ぎみに3個か5個ぐらいということだったのだけれども、切れなくて5個にしたということがあるわけです。私1人ではなくて、1人会派ですから、特に他の人を入れて選んできました。だから、全部が素敵だとは思いませんけれども、うちの基本条例が目指すものを明白にキャッチできます。そうすると、先ほど田中委員も言ったけれども、ここのところをこう直すとこのもいいのだけれどねというようなものも確かに出てくるのです。それは最終的な話であって、人の作成したものを改めてまでのあれはちょっとできないと思いますので、委員長の提案で選んでいくのが一番理想ではないでしょうか。ただ、我々が選ぶのには、再度言いますが、流山市がなぜこの基本条例を制定していくのかというところが市民にわかりやすいキャッチフレーズがいいのかなと思います。

松野豊委員長 キャッチフレーズ案、目の前にあるので、もう一回見ていただくとわかるのですが、議会基本条例のためのキャッチフレーズということで、もともとの話も今高橋委員がおっしゃったようにキャッチフレーズ出しましょうということだったのですが、ざっと見ていただくと一目瞭然なのですが、ほとんどが議会改革です。議会基本条例というよりは、議会改革に関するキャッチフ

フレーズがざっと見た感じ7割から8割ぐらいを占めているのです。ただ、もちろん議会基本条例をつくること自体が議会改革の象徴であるというもとの議会改革をやっていた議会運営委員会での委員の皆さんの総意があって、ではまず議会基本条例特別委員会という形で議運とは別に委員会をつくって、その中には1人会派の方にも正式に委員として入っていただいて、これを議会改革の象徴として議会基本条例策定特別委員会に取り組んでいこうという流れがあったので、そこはもちろんつながってはいるのですが、キャッチフレーズそのものを見ると、議会基本条例云々という文言は、全くないわけではないのですが、3つ4つあるのですけれども、基本条例をつくってどうというよりは議会改革というところが主になっているようなキャッチフレーズが多いかなという気がしています。いずれにしても、今から3枚ずつ投票用紙をお配りさせていただくので、その中で3案選んでいただいても結構ですし、どうしてもこのキャッチコピーがいいということであれば3枚とも同じキャッチコピーを書いていただいても結構です。あくまでも投票の数で決めるわけではなくて、一回その数を見てみて、その中でまた後で開票結果を出したときに協議をすると。番号を記入していただくということで、事務局、お願いします。

竹内議会事務局主査 それでは、これから3枚投票用紙をお配りいたしますので、番号で投票していただきたいと思います。

その前に、申しわけございませんが、1点、61番の「流山市議会が目覚め動き出す」というキャッチフレーズは「今、流山市議会が目覚め動き出す」と訂正させていただきます。よろしく願います。

[投票用紙配付]

松野豊委員長 無記名でいいです。

それで、1枚に1つずつ書いてください。1枚に3つとか書かないでください。1枚に1つの番号を書いてください。

[各委員投票]

松野豊委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時38分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

印刷しようと思ったのですが、印刷機の調子が余りよくないので、画面上で済みませんが、1票入ったのが緑の色にしました。2票入ったのがオレンジで記しています。2票と1票しか結果的にはありません。2票が5案。皆さんお手元で記入いただければと思いますが、本当はカラーで出したかったのですが、済みません。印刷機の調子が悪いので、皆さんお手元で記入いただければと思いますが、2票入った5案がまず8番「市民から信頼される市議会を目指して」、それから22番

「目指せ議会改革日本一」、それから30番「市民に開かれた議会」、それから58番「今変わる！流山市議会」、それから63番「あすへの挑戦、市議会の抜本改革」、これが2票ずつ入りました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 5案でいいですか。一応1票入ったやつもチェックだけしてください。

3番「市民に開かれた議会を目指して」が1票、これは言葉的には30番の「市民に開かれた議会」というのとかぶっていますけれども、それから17番の「議会改革日本一」が1票。これも22番の先ほど2票入っていた「目指せ議会改革日本一」とちよつとかぶっているかもしれませんが、それから23番「市民とともに議会改革」1票、それから24番「議会が変われば市政が変わる」1票、それから27番「議会が変われば行政が変わる」1票、28番「市民とともに議会改革」が1票、それから33番「市民とともに戦う議会」が1票、38番「緑の緑化を守る議会基本条例」が1票、それから39番「議会を住民の手に、住民に開かれた議会」が1票、40番「議会は市民のよりどころ」1票、41番「議会は市民の羅針盤」1票、42番「開かれた議会が市政を変える」1票、これも先ほどの30番の2票入っている「市民に開かれた議会」と少し文言としてはかぶっているかもしれませんが、それから、45番「ザ議会改革」1票、50番「議会が変わる、まちが変わる」1票、53番「議会が変わる、みんなのために、未来のために」が1票、それから61番「今流山市議会が目覚め動き出す」1票です。この1票入ったのは……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 59番が抜けている。失礼しました。59番「変える議会」1票です。

全部で17でいいですかね。だから、2票入ったやつが5案と1票ずつ入ったやつが17案、合わせて22案なのですが、どうしましょう。

戸部委員。

戸部源房委員 2票入ったのは非常に貴重だなと。それで、私は初めから5点ぐらいがいいのではないかなというふうに思っていたのですが、ちょうど2票入ったのが5点なのです。それで、内容的にも2票入ったということでどれもこれもすばらしいなと。それで、とりわけ市民からのキャッチフレーズも入っていますので、この中で議員に選んでもらったほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども……

松野豊委員長 もう5案に絞ってしまっていないかという御意見が出ましたが、いかがでしょうか。8番、22番、30番、58番、63番です。

乾委員。

乾紳一郎委員 1票と2票でどれだけ違うのかというのはありますけれども、これはどこかで区切りをつけなくてはいけないので、5つ2票が入っているので、この委員会としてはそれに絞って、それで全議員の投票にするということでもいいのではないのでしょうか。

松野豊委員長 よろしいですか。

そうすると、5案の中からほかの19人に投票いただいてどうするかなのですけれども、その後3案ぐらいに絞るか。絞らないとほかの議員に聞く意味が余りなくなってしまうので、最終的には3案ぐらいに絞るといふことでよろしいですか。

伊藤委員。

伊藤實委員 10案が5案になってしまったのだけれども、5案でいいと思います。それで、ほかの議員に聞いて5案というのはおかしいので、3案ぐらいに絞るべきだと思います。

松野豊委員長 あとは、冒頭田中人実委員からも御提案いただいていた、この文言というか、例えば30番の「市民に開かれた議会」というのには2票入っていますけれども、1票のところ「市民に開かれた」というキーワードで拾うと、3番の「市民に開かれた議会を目指して」とか42番の「開かれた議会が市政を変える」というのが関連していたりするのですが、この辺の文言というのは、市民からの案は、先ほども伊藤委員から出ていたように、余りいじると、盗作みたいなことになってもどうなのかなというのがありますけれども、我々委員から出したものは、出した御本人がこの場にいるわけですから、そこ変えても別に構いませんよということの了承がとれれば問題ないと思いますが、この辺はどうしますか。それかこのままこの表現でいじらずにいくか。御自由に御意見いただければと思いますけれども、このままでいいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 30番のやつに関して言えば、後ろに「を」をつけたほうがいいかなと。「市民に開かれた議会を」と。

松野豊委員長 30番ですね。「市民に開かれた議会を」とか「市民に開かれた議会に」とか、そういう「を」とか「に」とかということですね。

戸部委員。

戸部源房委員 似通った文章というのはいろいろあるのだけれども、市民から応募されたキャッチフレーズも含めて、これは基本的にはいじらないということで、これで出したほうがいいのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 いろいろ御意見は出たのですが、現時点ではこのままの文言でいって、一回またあすこの5案を会派にお配りして皆さんに聞いていただいて、19日までに投票いただいて、その集計結果を29日の特別委員会でまた皆さんにお示ししますので、そのときにまた再度その表現をいじるかどうかについて少し協議をするということで、今日のところはこのまま表現はいじらずに5案に絞って、残りの19名の議員さんに投票していただくということでもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 先ほどの冒頭で言うと、19名の議員さんにも3枚ずつ投票用紙を配ってという話もあったのですが、もともと10案ぐらいに絞ってという前提で1人3票ぐらいかなと思っていたのですが、5案まで絞れてしまったので、1票ずつでいいかなと思いますが、よろしいですか。5案の中

から1つ選んでくれと、そのようなオペレーションをとらせていただきます。ということで、キャッチフレーズ案は今日の時点では5案に絞らせていただきます。

再度確認になりますが、あす以降に残りほかの19人の議員さんに投票用紙を1枚ずつお渡しして5案の中から1つ選んでくださいと。19日までの締め切りでお願いしますということでお願いをしますので、特別委員の皆様におかれましては、会派のほかの議員さんの方にも御協力をお願いしていただきたいというふうに思います。

それでは、キャッチフレーズの選定及び発表方法については以上でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、次です。

(4)、今後のスケジュール確認ですが、シンポジウムのチラシのほうは、おとといでしたか、委員の皆さんにちょっと個別に回らせていただきましたが、縦横のやつではなくて、今伊藤委員がお持ちですけれども、横のこれをちょっと字を太くしてみたら意外とこっちのほうですっきりしていたので、こっちの案で今進めさせていただいています。若干改行の位置がおかしかったりとか、生涯学習センターというキーワードが抜けていたりとか、ファシリテーターがパネリストより上に来てしまっていたりとか、ちょっとその辺の細かい修正はかけていますけれども、基本的にこの内容で今印刷をかけていまして、今週金曜日には納品予定でいます。当初の予定どおり、議員さん各100枚ずつ納品をさせていただきますので、こちらも特別委員さんのほうで中心になって、10月4日、それから10月25日、11月15日の集客動員の御協力を委員の皆さんから各会派の議員さんをお願いをしていただければというふうに思います。

29日のスケジュールなのですが、今日8章の途中までいったのですが、8章ほとんど議論できていないので、残りの8章、9章、10章をもう次で確定させなくてはいけないので、当初29日は今日の8日の特別委員会の協議の進みぐあいを見て開催時間を決めましょうということにしておりましたが、ちょっと朝早くで恐縮なのですが、9時から開催をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 29日の月曜日です。もともと10時から12時までやっていて、たまに議論がたくさんあるからというときに9時半にしたりとかしていたのですが、今日も9時からだったのですが、ちょっと連絡がうまくいかなかったり、皆さんがお忙し過ぎるのか、失念されてしまった委員さんも何人かいらっしゃったみたいなので、次回は必ず手帳に書いておいてください。29日の9時から開催をしたいと思います。特に開催通知はいたしませんので、9時からお願いします。もし何かしらのことがあって遅参されるようなことがあれば、事前に事務局のほうに御一報いただければというふうに思います。今日はたまたまぎりぎり過半数何とか担保できたので開催できましたけれども、公務ですので、委員の皆さんの御理解と御協力をいただければと思います。次回は、9月29日月曜日

9時からとなりますので、よろしくお願いいたします。

戸部委員。

戸部源房委員 シンポジウムのチラシなのだけれども、100枚というのは1人。

松野豊委員長 1人100枚です。

戸部源房委員 私ども委員1人に。

松野豊委員長 ではなくて、28名の議員さん全員に100枚ずつ配ります。それでも足りない場合は、今事務局でこれのデータをもらっていますので、データを差し上げますので、それぞれの議員さんで必要であれば輪転を御自身でかけていただきなり会派で御判断いただいて、政務調査費を使うか使わないかも含めてそれは会派に一任しますけれども、会派で御判断いただいて、とにかく特別委員会の中で予算でやりくりできたのは28名掛ける100枚ということで、あとほかにその他関係機関に配る分も含めて3,000枚しか印刷していないので、足りない分に関しては、議員さん個人あるいは会派のほうで、配付の仕方についてはお任せいたしますので、何かの会合にお持ちいただいてお配りいただくのも結構ですし、御自身の駅立ちの御活動の中でお配りいただくのもよろしいかなというふうに思います。

戸部源房委員 それで、この100枚については会派に任すということでもいいですか。

松野豊委員長 会派に任せるというか、1人100枚ずつです。例えば複数会派の方で、自分は50枚でもいいから、50枚だけかほかの議員さんに上げるよとか、そのやりくりについては一任します。

戸部源房委員 わかりました。

松野豊委員長 あと、そのシンポジウムのチラシについては、御報告ですが、議長名で近隣の市議会の議長さんには郵送で送らせていただく手配をしました。それから、今日これで終わった時点で、あす以降になるかもしれませんが、記者クラブのほうにやはり議長名でプレスリリースをかける予定でおります。

あと、その他何かございますでしょうか、全体を通じて。よろしいでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 チラシは確認しますけれども、うちのほう11日に会議なのですよ。そのときに徹底したいと思うので、これ大丈夫かな。

松野豊委員長 今週中なので、多分12日に納品になると思うのです。

戸部源房委員 そうしたら、1枚見本に……

松野豊委員長 見本は、私のほうで出します。正式な印刷物は12日です。もし早められるようでしたら早めてもらいます。

ほかよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

松野豊委員長 それでは、以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了します。

閉会 午前 11 時 55 分